

後期高齢者医療制度のお知らせ

～平成24年度の保険料等について～

◆ 7月に保険料額をお知らせします

平成24年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人あたりの額】 47,709円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成23年中の所得-33万円) 10.61%	=	1年間の保険料 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	---	---	-------------------------



○年間の保険料限度額は55万円が上限です。

○所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※保険料のお支払いが困難な場合は、保健福祉課福祉係へご相談ください。

災害、失業等による所得の大幅な減少、その他の特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

◆ ジェネリック医薬品の利用について



○医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

○ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することにより、お願いすることができます。「希望カード」が必要な方は保健福祉課福祉係までお問い合わせください。



*ジェネリック医薬品の効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。



*ジェネリック医薬品の価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。

薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

※病院にかかるときは、こんな点に気をつけましょう

- 自分自身の体の状態に関心と責任をもち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。



問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
	小平町保健福祉課福祉係 ☎ 56-2111 (内線 287)